

田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会要綱
(設置)

第1条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。次条第1項第1号において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
 - (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担
 - (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
 - (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法、その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。
- (1) 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法
 - (2) 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加
 - (3) 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整
 - (4) その他基本計画作成に関し協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者又はその代表者が推薦した者をもって構成する。

- (1) 田村市職員
 - (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者
 - (3) 農林漁業者
 - (4) 農林漁業団体
 - (5) 関係住民
 - (6) 学識経験者
 - (7) その他協議会が必要と認める者
- 2 委員は、市長が任命又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 協議会には関係機関からオブザーバーの参加を求めることができる。
- 7 協議会は、必要に応じて、前条各号に規定する協議を専門的に検討する組織を設けることができる。
- 8 前項の協議を専門的に検討する組織に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(役員の数及び選任)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 委員は、都合により会議を欠席する場合には、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は、原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 4 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第8条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び当該会議に出席した委員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、事務局に備え付けておかななければならない。
- 4 議事録は、原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともに田村市ホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体又は個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生じるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を産業部農林課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

3 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初の会議は、市長が招集する。